```
路
線
名
                                                                       第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            昭和三十二年政令第二百七十五号
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              内閣は、高速自動車国道法
                                                                                      (施行期日)
                                          この政令は、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               高速自動車国道の路線名、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                  この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                               この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                           この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                         この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                      この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                  この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                               この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                               附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             附
則
                                                        附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            高速自動車国道の路線を指定する政令
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          則
                                                                                                                                                                                          則
                                                                                                                                                                                                                                                   則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                              則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     則
点 起
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (昭和四二年一一月二二日政令第三四八号)
                                                                                                                                (平成一二年一月一九日政令第五号)
                                                                                                                                                             (平成九年二月五日政令第一二号)
                                                                                                   (平成一六年三月一九日政令第五〇号)
                                                                                                                                                                                                                      (平成元年二月一七日政令第三五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                (昭和五七年一月二九日政令第一四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         (昭和五三年一一月六日政令第三六四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (昭和四六年六月八日政令第一七九号)
点 終
                                                        (平成二〇年一月一八日政令第六号)
                                                                                                                                                                                         (平成三年一二月二〇日政令第三七六号)
                                                                                                                                                                                                                                                  (昭和六一年二月四日政令第一〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      (昭和四七年六月三〇日政令第二五七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (昭和四四年一月二〇日政令第六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (昭和四三年三月一九日政令第四〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (昭和四〇年一一月一日政令第三四九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (昭和五四年二月二七日政令第二七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 (昭和四五年六月一八日政令第一八九号)
                                          公布の日から施行する。
             重要な経過地
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               、起点、終点及び重要な経過地は、別表のとおりとする。(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項の規定に基き、この政令を制定する。
                                                                       附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。
                                                                                                    抄
```

_	車自関		相	自 東	動	岸					Ī	*		東		車自	縦東	į					道重		道	北		貫
Г	道動越線新	線		動北車中	車道	東北		νE	1 = 1		線消			1北	線。	35/1	貫北線引	4	内 黒				Ē	<u>車 自</u> 路	<u>横</u> 6 内	(四)		自新動
	潟		花	道 央	1	自	沿	涯	! き! 新;	わわ	E	H	H	石	-	戸	前	j 線	北 松				-lur	縍	釧	松	名	車約
_	市鷹三		市,					市き			市台信				区馬						公 黒			寿 道				館
	市潟新	市	沢	花 尾		森		†			市田沿		日村	秋			森青		見北	町;	路 釧	郡	路釒	汌 道			市	寄。
	武蔵			伊達		坂町	新 発			福島	扫	官成		遠野		崎市	都宮市市	1							音更町	北海		砂川市 滝田
	野市			市		弘	田		ļ	県田	Ā Ā	見岩		市		栗									町	道虻		川i市
				福島		前市			7	村郡	E #	日		奥州		栗原市	矢板市市	ī							同	田郡		涪
	東京			帯		平	内上		,	小	木	寸		市		111	市市	i							道中川	倶		川浦
	都杉並			米沢		Ш				野町		日		花巻		関	那川								郡	安		市町
	亚区			沢市		市黒	村上			Ш		Ц		を市		th	那須塩原市	ĵ							本別町	ĦJ		深川市
	同			山		石			7 Ī	村市	Ŧ	形 		北		奥州	原市さ									道		市」
	都練			形県		市	新潟		5	郡	9	寒		北上市		TH.	1/	١١								余市		旭川市
	馬区			東署			県県			山市	ř	可 I				北上	白河市の									郡余		市
				東置賜郡高			潟県岩船郡朝				1- -	F		岩手県		市	河 世	<u>,</u>								市町		土田
	新座			部高]	郡 朝		í	本宮	Ŀ			県和 和		花	須 世 世									Ů		別市
	市			島町		;	日村			市	Ŧ	류		和賀郡		巻市	須賀川市	J								小樽		j
	所 沢			南			鶴		1	会津若松	豆 木	듈		西和			郡喜山市									市		į
	市			南陽市			岡市		5	若松		Ц		賀町		岡市	山市	Ī								札幌		
	ふじ			上					Ī	市	ī J	<u></u> 되		横			hi]								市		Í
	7			山市			酒田		I	司	Œ			手市		幡	本宮市平	Î								业		
	野市						市		1	県河		鳥				市	· 叩 -]								広島		1
	λil			山 形			にか		j	沼郡	[]	句		大仙			工生本 本	j								市		-
	越市			市			ほ 市		1	会 津				市			松市館	í								恵庭		į
	鶴			天童			由		-	郡会津坂下							相相	î								市		
	で 島			市			利目		ŀ	虰							島市佐									千歳		; ;
	市			東根市			本荘		[河								F								市		
	坂			市			市		į	阿賀野山							岩岩									夕涯		
	戸市			村		;	秋田			市							中 林									夕張市		
	東			村山市			市		-	五泉市							石市 宮城県柴田郡村田町 栃木県下都賀郡岩舟町									同		
	東松山市						潟上市		Ī	市							県都柴賀	3								同道勇払郡占冠村		j
	市						市										田郡岩	5								払郡		
	深谷市					į	秋										村舟田田	-								占 景		
	市						世 県 -										町板									村		į
	本					;	山 本										加台市 加台市									同		
	本庄市						郡三										书 [,								同道上川		; ; !
	藤					:	秋田県山本郡三種町										同君	3								郡		
	藤岡市																県 都 黒 賀	Š								郡清水町		; !
							能代市										川町郡									町		-
																	同県黒川郡富谷町 鹿沼市									同道		i
						;	北秋田市																			河東		; ; ;
Г	辺 吉						出市								書口	一一甲	大宁	ž i	니니						路市	郡北		
	見附市 三条市 蕨市沼市 小千谷市 長岡市 高魚沼市 魚沼市 魚														青森県上北郡七戸町 八戸市 三沢市	一 煮石土	大		北海						市	北海		i i
 	市小市						大館市								県 八	ф ф ф	弘	j	海道足寄郡足寄町							追白		
	千 前三谷南橋														北戸	岩 手	前利市田		寄郡							糠郡		- - - - - -
	条市魚市						同県鹿角郡小								七戸	県一	弘前市 平川市		足寄							白梅		Ī
	_能 長市渋						庄角								町沢	言	一川土		町							断町		ļ
14	叢画 川	l			1		机			- 1		- 1			ı m 3	ED I	田貫	N I								- 1		

自第 車自中 動北 道動東 動一車東 線西 線吉富 海野 国出土 自 区谷田世都京東 区並杉都京東 市崎高区馬練都京東市葉	東東常道磐
프로마 그 프로마 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그 그	千 自 線上
海 野 宮 田士 自 戸 津 区谷田世都京東 区並杉都京東 市崎高区馬練都京東市葉	葉 動 越 千 区 馬 練 都 京 東
市牧小市野長 市宮西市田吉士富市かなちたひ 市戸水市津	
	市 水和 原 戸光 市 市市
市 王世 町 市 子田 市 戸 浜浜 市 谷 茨田 松市 市 月 市市 県	袖 那 戸 ケ 珂 田 浦 市 市
伊勢崎市 大田市 さいたま市 川戸田市 さいたま市 川戸田市 さいたま市 川戸田市 太田市 大田市 大田市 横浜市 大和市 横原市 上野原市 上野原市 大和市 綾瀬市	市 常さい 陸 大 大 大 大 大 市 市 市
市 一 市	
市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	君 月川 立口 市 市
	高 草 萩 加 市 市
原木市	北 八 茨 潮 城 市 市
豊伊 田野 市原 市場 丁田野 都 野 都 那 市 中 中 ・ <td>三 郷 わ 市 き 市 流</td>	三 郷 わ 市 き 市 流
三郷市 松戸市 市川市 調節市 指崎市 山梨県南都留郡 岩舟町 栃木市 同郡 岩舟町 栃木市 同郡 一甲州市 韮崎市 北杜市 茅野市 御殿場市 尾張旭市 茅野市 御殿場市	1 [11]
(市) 和 市 市	南相 馬 柏 市
1.戸市 市川市 船橋市 習売 「野市 御殿場市 相野市 甲斐伊那市 本 尾張旭市 名古屋市 海 「東 市 東 市 東 市 東 市 東 市 東 市 東 市 東 市 東 市 東 市	相 守馬 谷市 市
	宮城県亘理郡亘理町つくばみらい市の
一野市 三志野市 千葉市 京が 市 松本市 安晶市 次木市 安晶市 次木市 安晶市 大木市 大	理郡正田市
富士市 探市 医甲市 四海	代町 岩沼市
静岡市 機津市 藤 静岡市 焼津市 藤	石市 七 名取市 市
焼	ППП
藤枝 市 塩	仙台市 多がうと
田 船橋市 習志野市 千葉市 四街道市 佐倉市 富里市 成田市 1 四郡都賀町 下野市 宇都宮市 同県河内郡上三川町 真岡市 桜川市市 甲斐伊那市 駒ケ根市 飯田市 中津川市 恵那市 瑞浪市 大津市 市 高槻市 灰木市 吹田市 豊中市 尼崎市 塩尻市 松本市 安曇野市 千曲市 名崎市 新田市 富土市 静岡市 焼津市 藤枝市 牧之原市 名古屋市 春日井市	多賀城市 石田
野市 千葉市 四街道市 佐倉市 富里市 成田市 香取市 潮来市 紅野市 千葉市 四街道市 佐倉市 富里市 成田市 香取市 潮来市 紅地木市 安曇野市 千曲市 松本市 安曇野市 千曲市 松本市 安曇野市 千曲市 松本市 安曇野市 千曲市 上崎市 富士市 静岡市 焼津市 藤枝市 牧之原市 菊川市 掛川市 紅井市	(国際 中央 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で
	同県黒川郡富谷町 一川郡富谷町 一川郡
日米見市市原市 茨城県 長市市長期 大坂県県東東大方市 京根井 城場 市市 市	同県黒川郡富谷町 小諸市 東御市 上田 小諸市 東御市 上田 下 長野市 須市 上田 下 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

4					+ + -		L 4			
					車自近		自動車道中部横	屋横自第線浜動二	自動車道	東海
線多尾	線勝那松	戸屋名	線吹天田理		線伊	自	車横横	名車東	車道	北陸
	浦智原市原松	線神古市屋古名	市理天	線亀古市	<u>勢</u> 屋 古 名	市潟新	市岡静	古道海市浜横		陸一
	町浦勝智那郡婁牟東県山歌和		市田吹		市勢伊			市屋古名	市波	石匠
			大	пне	春			藤		
三重県北牟婁郡紀北	堺市	愛知県海部郡飛島村	和郡		日井	市燕市	型梨	岡沢 町 崎		各務原市
北	和	海	山山		市	加賀三	南	1 市		市
年 婁	和 泉 市	部郡	市		清	賀市市市	梨県南巨摩郡身延	綾 豊 瀬 田 市		岐
郡 紀	 	飛 島	香芝市		清須市	あ わ見	郡身	田市市		岐阜市
北町	岸 和 田 市					あわら市	延町	海老名市		
	市	弥 富 市	柏原					城名市市		関市
	具 塚 市	市	市			坂 長 岡 市	同郡増穂町			美濃市
	市	桑 名 市	羽	津島市	愛知		種	刈 厚 谷 木 市 市		市
	泉	市	曳野	一一一一一	県	福柏 井崎 市市	ш,			郡
	泉 佐 野 市	匹	市	愛	海 部		ア	豊 伊 明 市 原		郡上市
		四日市市市	藤井寺	愛西市	愛知県海部郡飛島村	鯖 江 市 市	ルプ	l iii		高
	泉南市		寺 市		島村		ス 市	名 古 秦		山市
		鈴 鹿 市				越前魚市	甲	名古屋市		
	版 南 市	市	松原市			古	甲斐市			飛騨市
	带	亀 山				敦賀市		大府市 末御殿場市		
	和 歌 山	市	大阪市			市部市	韮 崎 市	市市		南砺市
	山市	甲賀市				長		東海市		'''
			八 尾 市			浜 魚 市 津 市	北 杜 市	市		
	海南市	栗東市				滑		沼津		
		市	東大阪			川市	長野県南佐久郡佐久穂町	市		
	御 坊 市	大津市	市				南佐	富士市		
	田	市	大東市			富山土	人 次	市		
	山 辺 市	城陽市	市			市	佐	富		
		市	門			射水市	穂	士宮市		
	和歌	京	門真市							
	山 	京田辺市	守			高岡市	佐久市	静岡市		
	和歌山県西牟婁郡すさみ町		守口市			市				
	婁 郡	八幡市				砺 波 市	小諸市	藤枝市		
	すさ		摂 津 市		鹿 弥 富 市	市	市	市		
		枚 方 市				小左		島田市		
		市	茨 木 市		桑 名 市	小 矢 部 市		市		
	県東	高 槻 市	1,12		市			掛		
	牟	市			四日	南砺市		掛 川 市		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	茨			四日市市			磐		
	同県東牟婁郡串本町	茨 木 市				金沢市		磐田市		
	 	箕			三亀	市				
		箕 面 市			重 山県 市	自 山 市		浜 松 市		
					多 気 津	市				
		川 西 市			郡市	能美市		新城市		
					三重県多気郡多気町鈴亀山市 津市 松阪	市				
		宝塚市			気町 松阪市	小 松		豊 川 市		
		Π Π				松		市		Ш

一	四 国阿南阿 四 小松島市 徳島市 鳴門市 東かがわ市 さぬき市 高松市	方 市 市 </th <th>取鳥 益 鳥取県東伯郡北栄町 米子市 安来市 松江市 出雲市 田島 田 田島<th>江道 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子い 子山</th><th>動線 市 市 国姫路姫 鳥 たつの市 相生市 宍粟市 兵庫県佐用郡佐線 市 市 下関部 関</th><th>下 山陽小野田市 四 山市 尾道市 三原市 東広島市 広島市 廿日市市口 山市 尾道市 三原市 東広島市 広島市 廿日市市山 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神</th><th>市 市 市 地田市 川西市 伊丹市 宝塚市縦貫吹 下 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市</th><th>線 田 賀 朝中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神戸市 教賀吹 敦 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神戸市</th></th>	取鳥 益 鳥取県東伯郡北栄町 米子市 安来市 松江市 出雲市 田島 田 田島 <th>江道 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子い 子山</th> <th>動線 市 市 国姫路姫 鳥 たつの市 相生市 宍粟市 兵庫県佐用郡佐線 市 市 下関部 関</th> <th>下 山陽小野田市 四 山市 尾道市 三原市 東広島市 広島市 廿日市市口 山市 尾道市 三原市 東広島市 広島市 廿日市市山 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神</th> <th>市 市 市 地田市 川西市 伊丹市 宝塚市縦貫吹 下 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市</th> <th>線 田 賀 朝中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神戸市 教賀吹 敦 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神戸市</th>	江道 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子山 子い 子山	動線 市 市 国姫路姫 鳥 たつの市 相生市 宍粟市 兵庫県佐用郡佐線 市 市 下関部 関	下 山陽小野田市 四 山市 尾道市 三原市 東広島市 広島市 廿日市市口 山市 尾道市 三原市 東広島市 広島市 廿日市市山 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神	市 市 市 地田市 川西市 伊丹市 宝塚市縦貫吹 下 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市	線 田 賀 朝中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神戸市 教賀吹 敦 豊中市 池田市 川西市 伊丹市 宝塚市 西宮市 神戸市
	観音寺市四国中央市高知県長岡郡大豊町香美市					市相生市赤穂市備前市赤磐市岡山市倉敷市浅口	南市 山口市 美祢市 美作市 津山市 真庭市 新見市宍粟市 兵庫県佐用郡佐用町 美作市 津山市 真庭市 新見市	福知山市 綾部市 舞鶴市

車関道門	空関西線	空 成	動東	車道	自横九	車自縦道動貫	九
理 門 自	港 海 国	空港線 田 国	動東 九州		動断州線大長	道 動 貫 : 線 宮 島)	州 鹿
<u>動</u> 市関下	郷之上市野佐泉		自	岡	分崎市崎長	線宮島)線宮市州九二	児 町 歯
市州九北	港空際国西関					市崎宮市島児	
- / / / - 12		10 11 11 11 11 11 11					
			宮 行 橋 市 市	本県	諫早市	水	方 市
				熊本県上益城郡嘉島町	大	І Ш	喜
				城 郡	大 村 市	П .	者
			宮崎県宮崎郡清武町福岡県京都郡みやこ町	新 島 町	嬉 野 市	合志市	福
			清み		市	能	市
			町こ町	即即即	武 雄 市	熊本市	古賀市
			日日	山 都 町			f
			市県築		多久市	県 上	留岡
			串 上 間 郡	崎 県		同県上益城郡嘉島町	市
			市築上	西	小城市	郡	大 野
			市市	件 郡		局	市
			南市 串間市 志布志市 宮同県築上郡築上町 豊前市	宮崎県西臼杵郡高千穂町	佐賀市	同	太
			鹿屋山	町		御	- 存 古
			鹿屋市魚		神埼市	町	筑
						字:	紫 野
			士		鳥 栖 市		
			矛		小	八, 代 市	小 郡
			中分果		小郡市		
			底 皮 見 型		朝倉市	人 吉 市	河 洒 古
			県 日 姶 中		市		
			島市 鹿児島県姶良郡加治木町大分県速見郡日出町 別府市		日 田 市	え び の 市	留米
			加別治府				
			木市町		大分県玖珠郡玖珠町		八 女 市
			大分市		県 玖		
					郡 郡	3	筑 後 市
			臼 杵 市		珠町		
							み や ま 市
			津久見市		由布市		
]	熊 本
			佐 伯 市		県速		県 玉
					見 郡	3	名 郡
			延 岡 市		同県速見郡日出町	宮小	秀白
						宮崎郡清武町	市
			日 向 市		別 府 市	武都	鹿
					П	市	兄 島
			西 都 市				鹿児島 県姶良郡
			क्त			宮崎県	^戌 郡

1	
車消貨組	ī
道縄	l
自	
市 護 名	
市護名	l
市覇那	
1	
うるま市	
ま	
市	
沖	
沖縄市	
市	
官	
宜野湾市	
湾	
浦添市	
添	
111	
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	l
	_